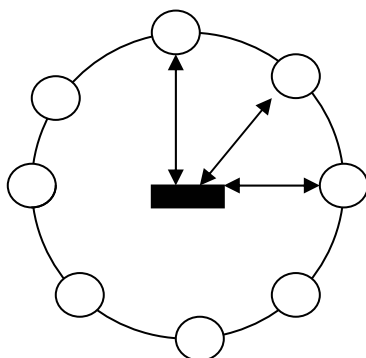


がする、それが **Raum** それ自らに定形を与えるものだというのであるが、かかる物質的に考えられた **Raum** が、その中に神像を配置することによって或る程度まで **Spiritualisieren** [霊化] される。



丸い平面の周囲に **Nische** [壁龕] を作る。すると、ここに明闇のリズムが出て来るわけで、又更に、この **Raum** の中に主たる神を置き、その従神を **Nische** の中に置く。

Pantheon が何の神を祭ったかは不明であるが、おそらくは東洋流の **Mystic** [神秘的] な神であつたらしい。

かくなると、中央の神と従神の間に **Gegenwirkung** [反応] の関係が成立するわけで、今まで堅く感ぜられた **Stoff** が、神像関係をかく考えることによって関係又は働きと言うものに分解されることになる。即ち、従神は各々独立しているが中央の主神に **subordinate** され、恰も太陽と遊

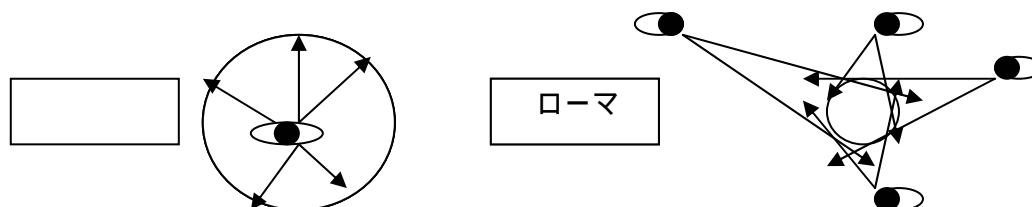
星との関係の如くに、太陽から見るとその働きは遊星に及ぶが、遊星から見ると中央に向かって働きつつ廻ると言う関係に立つ。ここに所謂 **Fernwirkung** [遠隔作用] の関係生じ、神像と神像との間は“空”でありながら、尚 **objektiv** な物が存在する如く感ぜしめる。ここから、空間に美的構造を与えるとの意識が発生するのであり、これがローマの帝政時代に起こっていると **Riegl** が言っている。

これをローマの **family** 又は **populus Romanus** [ローマ市民] に移し考えてみると、それ等の間には支配関係だけがあり、それを法律が **regulate** している。**Citizen** と **Magistrat** [役人] との間に **Fernwirkung** が考えられ、そこに **Magistrat** が中心として手にも目にも触れ得ざる一定の形が出て来る。それが即ち **populus Romanus** である。これが丁度帝政時代に入りギリシャ思想の影響を受けて両思想の融合が行われた頃、**Pantheon** が出来たと同じように、法律の方面でも後に述べる“法人”とか“家”とかが考えられて来ている。

これを心理的に説明すると、ローマ人は所謂個別主義 (**Pluralismus**) であって、独立自存の意識が非常に強いと同じに、共同して以て外敵に [当たるに] 一致すると言うことを切実に感ずるところから、言わばその合成力で、それが初めて手に掴まえられ得る如き物と考えられ、それが法律により支配されると考えるところからして、各人は又法律により支配されていると言う意識が発生したものである。従って法律は個人以上の物であると高調し、その主体として **populus Romanus** を見たのである。故に、**populus Romanus** はギリシャの如く“目に見える”物ではなく、支配関係の **Träger** であるに過ぎぬと考える。

更に、ローマ法に特色ある法律上の **Technik** を知るために十二標法を話さねばらぬ。この十二標法は丁度自然経済から貨幣経済への過渡期に出来たものであるところから、物を重んずると共に、他方に又貨幣を重んじている。例えば、売買契約 **Mancipatio** であるが、かかる契約をなすためには“衡人”を呼んで来て、買った方ではその衡 [はかり] に銅又は“土くれ [塊] ”をつけて、つまり **Symbolisch** [表徴的] な形式を行って契約が成立する。その他貸借関係に於いても同じである。殊に訴訟の場合には一定の形式を破れば訴権が永久に無くなる、従って負けとなる。法律行為につき形式を重んずると言うのは **primitive** な何処の国にもあることであるが、ローマ法の特色はかかる形式を重んずるにも拘わらず、貨幣

経済の傾向が出ていると言うことである。この頃には土地は Citizen 権の基礎とはなっていないのである。即ち不動産も動産と同じように取扱われている。即ち貨幣経済を前提としているが故に、後世になり貨幣経済の傾きが強くなって来ても、この十二標法でどうにかやって行けるのである。他の国、例えば Germanen[ゲルマン人]の法律に於いては貨幣経済などと言うことは全く予想せずに出来た法であるから、後世に至っては全くこれを改正されねばならなくなっている。



こんな訳で、ローマに於いては複雑極まる帝政時代に於いてもこの十二標法と言う如き primitive な法を適用しているのであって、この必要から、ここに特別な技術が出来ている。それは即ち Interpretatio (解釈)の方法であって、ローマ法の内容を時勢に依じて替えて行く。と言うのは、十二標法は貴族と平民との契約であるから、長くこれを適用せんとする要求が自然に存していた。二・三の例を言うと、Mancipatio は元来売買契約の規定であるが、これが又色々な方面に適用される。十二標法に、父は子供を三度売るとその親権を失うと言う規定があるところからして、売買契約でもこの三度売ると言うことを為す。又この外 Trust の制度を売買形式によって行い、或いは又訴訟手続をふんで、贈与行為をなす、即ち与えんとする甲が訴訟に敗れることにより、乙が勝として贈与を受けると言う如きことが盛んに行われた。これが今日まで伝わって、juristische Denken [法的思考]の特色をなしている。即ち、何か起こった時にそれをよく眺めてその本質を掴んで、それに適合する如き法を作ると言うことはやらないのであって、何か起こってくると、既に出来上がった概念を以て方々から眺め、外側から分解して決すると言うやり方である。つまり、事件の本質を考えず、出来上がったもので処理する。故にその処理の結果がその事件の本質であるかどうかは彼等の問うところでない。

例えば、或る具体的な物を見るに当たり、それを、既に出来上がった概念の鏡をアチラコチラに立てることをなし、それに映ったものを合計し、又は適当に配分して処理すると言うやり方であって、その鏡の立て方にさえも一定の System がない。それはただ偶然に出来た十二標法を用うるのである。若しこの立て方に System があるとするならば、物の本体が解るわけであるが、これがローマ人には存しない。即ちこの立て方に一定の System があれば、例えば、自然法とか言う如きものが出るわけであるが、そう言うことがやれない国民である。別の言葉で言えば、大抵同じ様な結果が生ずれば、その途中はいつでもよいと言う極めて便宜主義的な praktisch な国民である。今日の法律家や弁護士と話をすると、こんなのがよく居るが、それはいくら理屈っぽくても実は全くの便宜主義、または praktisch なものである。

第二には、Jus honorarium (判官即ち Praetor 法)である。ローマの裁判権を有する者は Praetor であるが、これは国王の裁判権を受け継いだ者であるから、裁判するばかりでなく新しい法の適用をやれたのである。Praetor は又 Judex [調停?]に移して仲裁せ

しめた。かかる訴訟が多くなるに従い一定の *Fomular* を作って置いて、それを *Judex* に渡すと言うことになり、更に後には、この *Fomular* の目録を渡すと言うことになって来た。ここに於いて *Praetor* は十二標法に無い事でも、この範囲だけならば裁判してやると言うことを示したわけである。*Praetor* は又その任期間に一、これこれの *Norm* に従って裁判すると言うことの内容をも示すことになった。これが *Edictum* [法令]である。故に *Edictum* は一 *Praetor* の任期中のみ効力を有するものであるが、後にこれが、代々の *Praetor* がただ一・二ヶ条の改正は別として先ず大体に於いてそれを受け継ぐと言うことになった。これが紀元前一世紀の中頃に至り、*Jus honorarium* が後任者をも拘束すると言うことになった所以である。ここに又ローマ人の *conservative* な傾向を見る。つまり、原則を定めて試験的に *Norm* を作り、良ければ受け継ぎ、悪ければ止めると言うことによりローマ法の内容が段々に変わって行ったのであって、この辺英国の *Case Law* に似ている。更にギリシャ等からの影響もまた、この *Jus honorarium* の方法により取入れられ得るわけであったが、かくなると、ローマ法は極めて複雑したものとなる。その一・二例を言うと、ローマ人の動産・不動産の所有権は *Mancipatio*[売買契約]の形式によって移るのみであったが、後には *Praetor* がこれまでの所有権以外に *Bonis* (実益権)なるもの規定し、若し契約者が善意を以て契約する時には、その物の所有権は売り手に残るが、*Bonis* だけが買い手に移ると言うのであって、実際に於いては所有権の移転であった。その他、相続等にも色々混雑を生じたのであるが、かかる混雑を惹起こすところから、後になって“法律学”と言うような学問が生じた訳で、細かく分類して、これに各々理屈っぽい議論を立てる必要が生じた。

今までお話したところ纏めてローマの国民性を考えてみると、ローマ人はギリシャ人の如く具体的な事物の中にその物の *Idee*、本体を観得ない国民である。即ちローマ人には *Idee* とする如きことは考えない、実在するものは目に見えるものだけである。従って万古不変の法則とか本質とかを定めて、それから自己の生活の *Norm* を定めて行くと言うことは出来ない。もし *System* を作るとすると、各個の事物を外から見、それを配列し比較して、その共通点を *Abstraction* によって定め、しこうして、それをそのものの定義とする。故にその論理的構造は常に *Induktion* [帰納]であって、ギリシャの

Deduktion [演繹]の方法は採れないのである。然らば、如何なる力に押されてかくローマ人が行なったかと言う問題が生ずる。

ギリシャ人にとっては *Idee* が定まらぬ間は倫理的行動が出来ないのであるから、個々のものが適当に配列せられて初めて“真”であると言うことになる。真理それ自らから、つまり行動する必要上真理を観ると言う遣り方なのであるが、ローマ人にとってはこれと異なり、実在は個々のものだけであるからして、これを *systematize* する必要の起こる訳はその活[動]欲、発展欲とも言うべきものであり、この支配欲がうまく満たされるためには何か適当な見通しをつけることが必要となり、ここに *systematize* する必要が生ずる。つまりギリシャでは真理の性質上立派なる *System* を作るのであるが、ローマ人は外界支配のために、つまり我々の生活を進めるために *System* を作り、概念を作るわけである。従って我々の生活を進めるもの、即ち“真”であると見る。

ギリシャではそのものが真なりや否やなりは物の *Idee* に合するや否やによるのであるが、ローマ人には *Idee* が無いから、その標準は自分の生活を進めるに便なりや否やによ

ということになる。真理と言うも、ローマ人にとっては外界を支配する必要上仮に作った *Technik* であって、それはギリシャの場合と異なり、真理はそれ自ら存在するのではない。従って又学問も学問それ自らの中に学問を進める力があるわけではない。即ちそれ自らでは *develop* しない性質のものである。それを *develop* させるのは生活欲である。

かかる訳でローマ人にとっては知識は所謂 *Erfahrungsgesetz* [経験則]であって、それはギリシャ人の如く *Allgemeingultig* [普遍的]なりとの意識が起こって来ない。これ即ちローマ法に於いて概念だけは残るも、内容は時勢に応じて変わって行った所以である。ギリシャでは偉人が出ると、それを哲人であり、真理を解する人であると見るが故に、改革が *radikal* [徹底的]に行われ得るに反し、ローマは徐々に改めて行ったと言える。

この故に、ローマに於いては *Norm* が多数存してよいわけであり、それが最後の *The Principle*、*Idee* と言うもので統一される必要がない。ローマでは真理とか *Principle* とか概念と言うのは役に立てるための道具であるからして、それが一つに纏められる欲望を感じない。これがローマに於いて学問をやると学問らしくなくなり、所謂折衷主義が行われ、色々の *Norm* を並べ立てると言うことになる所以である。

このことを意識すれば、色々の方面から事物を観察し、落ちなく眺めんとする要求が起こって来る訳である。ギリシャでは本質的、*wesentlich* ならざるものは、これを未練無く捨てることが出来るのであるが、ローマではこれを色々の方面から見なければ見落とすと言うことになり、これが即ち法律、倫理、宗教等が別々の *Norm* として存在している所以である。然らば、最後にどうして定めるかと言う問題が起こって来る。即ち法律から見たらこうだ、倫理から見るとこうだと言うことを、如何にして纏めるかと言うこと、[の問題である。]これ等は皆等しく道具であるから、それを使う人はどこまでもその外側に立っているのであることを注意しなければならぬ。物の本質を掴めるギリシャ人には

rational に行くわけであるが、ローマでは *System* が便宜上作ったものであり、その *System* 以外に見る個人が居るのであって、それを纏めるには自己の頭の中で調節して行くだけである。つまり、知識を参考として自分で判断して何とか片付け、その結果は《自分が責任を負う》のである。故にローマでは、学問以外にそれを使う人があるからして、学問それ自らに我々の行為を支配すべき *Authority* を持っていない。ローマでは倫理学がこう教えたからと言って、その通りにやる必要がないのである。

かかることからして、ローマ人の *Abstraction* が非常に *radikal* に行き得るわけである。ギリシャ人ではそれをあまり *radikal* に行くと実在感に拘わるからそうは行けない。ところがローマ人は一方だけを別々に *radikal* に行けるのであって、これが即ち前述の家長権の内容が極めて *radikal* に規定されている所以であり、又 *veto* の権限もここから生ずるものであると考える。

それからもう一つは、ローマ人は物の *Idee* を見得ないから、万古不易の法律を見得ない。従って事情が変わり来れば、それをどう改めて行くかと言う標準がない。そこで前にも言った試験的に先ずやってみると言う方法をとる。この点もギリシャ人とはまるで違っている。

今まで申したことを纏めると、要するにローマ人は自分自己に対する自信が強い。何が起こっても、それを色々の手段により自分で最後の決断を下す力を持っている。かく非常に *Sujektiv* な傾向を持っているが、それと同時にローマ人の地位が貴族的階級の極

めて少数の仲間しかないところから、又、何かにつけ一致団結して当たらなければならなかったところから、役人の権利が大となり、Magistrat の命には絶対に服するが、全ての方面で役人に服するのではなく、つまり法律に規定せられたところのみ役人に服する。故にそれ以外には private life があって、これには如何なる者と雖も干渉することは出来ぬ。ここに公私両生活が分かれる。しかも又 Magistrat であっても、その行為が合法的であることを要求する。全ての人々が認めた法律の力により Magistrat がその権限を取得するわけである。合法的なりと言うことは、法律が Magistrat と Citizen の各個人以上の実体であるからして、その規定するところに従って Magistrat もまた合法的なるを要すると言うのである。

これ要するに、ローマ人の安心立命の地位はどんな事でも自分で支配し得るとの強き自信の上に立っている。つまり Subjektivismus の上に立っている。と同時に多人数団結しなければ外敵に当たられないと言うところから、誰の意志でもない法律を重んずることになった。これが Praktisch-Subjektiv なローマの特色であると思う。

これからの問題は、かかる性質を持ったローマ文化が紀元前 200 年頃から段々 Hellenismus の文化と接着し来り、ある程度まで両者は融合することになったのであるが、かかる融合の出来た帝政時代に於いてさえも Praktisch - Subjektiv なローマの特色が維持せらるる事を示すと同時に、この両者がどの点で結び付き得たかを見るつもりである。

(第七回 終) 2001.1.31 W.P. end 中路

第八回． 昭和九年二月九日

昨日我々はローマ法を通してローマの国民性を考えた。

それはギリシャと同様に **Subjektiv** なるも、他方に於いてギリシャと異なり **Praktisch** であると言うことに到達した。これからは紀元前二世紀頃からしてローマの文化が **Hellenismus** の文化と或る程度まで融合したことを話し、かく融合してもそこにまだローマの特色が残っていることを **demonstrate** しようと思う。

結論を予め申すと、**Pluralismus** と **Universlismus** とが如何に結びついたかと言うと、それは、両者は少なくともローマでは一致しなかったと言わねばならぬ。これ等を見るために先ず法律学的发展をお話し、ローマ文化がどの程度まで **Natur-Recht** [自然法]の思想と結びついたかと言うこと、第二にローマ帝政時代の国家思想が如何なるものであったかをお話したい。

先ず法律学であるが、ローマ人が **conservative** な傾向を持っていると言うところから、古き法に新しき内容を盛ると言うことになって行って、複雑となったことからここに自然と法律の専門家が生じて来た。法律の **Schule** 即ち法律に関する練習所が起こったわけである。法律学と言っても第一の仕事はこれまでの色々の法律を編纂すると言うことであった。紀元前二世紀以来 **Hellenismus** の文化が入り、これまでの色々の法規を分解し、個々の法規の中の共通なものを総合して、その **Principle** を見つけようとした。即ち **Rechtskunde** [法律論]の代わりに **Rechtswissenschaft** [法律学]が出ることになった。帝政時代となり皇帝はこれ等の法律専門家を呼び集めて顧問会を組織し、

Rescripta (勅答)をなすための顧問となし、また官選の弁護士を作るに至った。かくしてギリシャ風となり、自然法の考えも取り入れられて、二世紀に於いてはローマ法の黄金時代を作り得たわけである。それは今までの判決例を分類し、その各部に規範を見つけ、それを“物権”“債権”と言う風に体系づけると同時に、第二にはそれ等の **Principle** について起こり得べき **typical** な場合を予想し、それ等を以てうまく処理し、適用を行う方法をやったわけで、普通それを **Kasuistik** (決疑論)と称する。

例えば、所有権は物を使用収益する権利であると言う風に考えられた場合、十二標法に依ると、建物に使用されている木材、葡萄棚の材料はその土地を買った人と雖も、これを取り払うことが出来ないと言うのであるが、これを、それは所有権が成立してもその適用を中止しているに過ぎぬと説明するようになり、所有権と言う **typical** なものに売買に際して如何なる意志がくっついているかと言うことを考え、これによって売買にはかかる意志あるを以てその適用もまたかくあらねばならないと説くことになって来た。

これと同時に又、“法人”と言う観念を設けて来た。ローマ法本来の考えでは、団体は意志の **Subjekt** となり得なかつたのであって、例えば“入会権”[いりあいけん]の如きも無所有者と考えていたのであるが、“組合”と言うものが色々の仕事をするように発達して来ると、ここに一つの **Fiction** を作り、これを“法律的な人”と考えて来る。

要するに、理論と実際とを結び付けることが目的であると言うところから全てが出て来るのであって、**System** を作る時でも **praktisch** な価値が問題になるのである。これによって法律学が学問的色彩を持っては来たが、実は **Technik** の学問と言うか、つまり技術の **Systematization** となって来たわけである。

かくの如く多少ともギリシャの風を取り入れ、技術としてでも兎に角 **System** が出来た

後、即ち丁度この頃にローマに於いてはギリシャの Renaissance が起こって来る。ここに於いて文学の方面でも一般思想の方面でも等しくこの傾向が出ている。この二世紀から三世紀の初めにかけて有名な学者がローマに輩出したのであって、Scavola [スカボラ] とか Papinianus [パピニアヌス] 等と言う人々がローマ法を大成したのもこの頃である。これ等の人々によってローマ法が systematisieren [組織化] せられ、これを以て直ちにギリシャ式の自然法と見られたのであって、この点がローマ式とギリシャ式との結合した点なのであるが、それによってこれまでの法律学の性質が変わって来た。これまでの法律学は今までこれこれの法が行われて居たと言うことを System 化した、所謂 Erfahrungs-gesetz [経験法] であったので、それが必然の Norm であるとの Authority が無かったわけであり、Normwissenschaft [規範学] ではなかった。従って又、学問自身の中に発展する Moment もなければ、動力もない。そこへギリシャ風の考えが入ってくるとローマ法の System が同時に宇宙の体系であると言う風に考えらるることになり、ここに Logik [論理] の力で学問を進められると言う事になって来た。これ即ちローマ法が国の如何に拘わらず、時代の如何に拘わらず gelten [通用] すると言う風に考えられ、十五・六世紀からヨーロッパに行われ、また後に、日本にも行われている所以である。

然るに、このローマとギリシャとの結合は実は極めて mechanical である。もっとも、Ulpianus [ウルピアヌス] の如きも、法は positiv な法ではなくして、それは宇宙の自然法であり、正義であると言っているのであるが、ローマ人はもともと物の Idee を見るこの下手な国民であるところから、この主義を推し進めて一つの Idee から全体を導き出し、それ等を begründen [基礎づけ] すると言うことを事実やっていない。ただ上の方に帽子をかぶせて置いて“自然法”の如く見せて居るのみで、決して durchfühlen [感得] していない。正義と言う如きもの内容も団体生活の本質から割り出すと言うのではなく、ただ、他人の権利を侵さぬと言うのみであって、その結び付きがしっかり行っていない。

次に、ローマの帝政時代の国家組織並びに国家思想をお話するが、帝政時代にローマによって統一せられた Hellenismus 文化諸邦の状態を見ると、Alexander 大帝は世界帝国を実現したが、その死後その帝国は Syria [シリア]、Macedonia [マケドニア]、Mesopotamia [メソポタミア] 等と言う風な諸国に分割されたのである。これ等の諸国を Diadochenreich [後継帝国] と称する。

Diadochenreich の性質を考えると、Hellenismus の文化が既に混合文化であると言うところからして、その中に発生した帝国は形に於いては Alexander の帝国に似ているが、又、大いに異なったところもある。

第一は個人を中心とする世界帝国である点に於いて Alexander の帝国に似ているのであるが、しかしこの時代には征服によって建国するとの考えが強くなっているのである。即ち武力主義で、力によって抑えたのだと言う意識が皇帝を中心とする支配者階級に強かった。つまり Alexander の時代とは異なり、文化国家たるの性質が弱められて来ているのである。Alexander と同じように、その支配権は全国に及ぶべきものとは考えているが、征服の観念が強くなって、各国は偉い皇帝の活動すべき“材料”であると考えているのであって、国々が分かれたと言うことは原則としては一国となるべきであるが、ただ力足らずして相分かれているのであると言うのであるから、Syria、Egypt、Macedonia に国が出来ると言っても、その地方の、文化を同じうする者相集まりて国を成すと言うのでは

ない。故にこれ等の国には領域が一定する必要がないのであって、Egypt で支配した者がその地を去って Syria に行けば、力さえあれば其処でも支配し得ると言うのであるから、支那の漢の後の三国の時代に似ている。従って人民も、今日は甲国の臣なるも、明日は乙国の臣となるやも計られず、と言う関係にある。

第二に、それ等帝国が absolute Monarchy [絶対君主制]なる点でも Alexander 帝国と同じであるが、それを基礎づけるところのものは強者の征服であり、支配権である。しかも更に、これに支柱をかって之を支えているのである。その支柱とは、これまで ペルシャ、エジプト等にも行われた《国王は神なり、臣民を支配するの権あり》との東洋思想であり、もう一つの支柱はギリシャ末期に発生した《哲人の思想》即ち皇帝を哲人と見るのである。

Diadochenreich の方ではかくの如く第一に征服の考え、第二に国王は神なりとの宗教、第三には国王は哲人なりとの三つの違った Principle の上に立っている。これ

Hellenismus が混合文化であったことと、その支配領域が広大であったため、その中に文化程度の差が多かったと言うことに起因するとも言える。

皇帝は兎に角絶対であり、国王は法律の上に立ち、任意に国法を変更し得ると考える。つまり法律が支配者の意志であり、それによって人民が結び付けられ、一団として国を成している訳であるから、その意味に於いて国家即国王、国王即国家の考えである。故に人民は支配の対象と見られる訳であるから、この諸国では憲法の存在する余地がない。もし有りとなれば、それは役人が国王の命により国務を行う規範であるということになる。この故に、無論一国の政治が国王を中心とする少数の者に集まり、その兵は傭兵である。これ国民無きによるもので、かかる点よりして各自が自分の享樂をなすを生活の意義なりと考えることとなって来た訳である。

かく国家が大衆から離れる状態になって来るところから、これ等後継帝国の勢力次第に衰え来たり、漸次ローマに征服せらるることとなった。これを征服したローマ人が、今度は逆に、被征服者の文化なる Hellenismus 文化に化せられ hellenisieren せられ、殊にローマ本国内に於いても独裁政治を必要とする状態となつたところからして、後継帝国の国王思想を取り入れることになった。

ローマ国内について考えてみると、要するにローマが征服せる土地を支配するやり方はどこまでも団体主義であって、つまり征服した国を中心とし [つまりローマ] これ等の諸国を合わせて Populus Romanus [ローマ市民] というもので統一する、つまりそれを Province となし、一つの行政区画と見、これに対して Proconsul [州執政官]を送って行政せしめるのであるが、Proconsul はその Province では絶対支配権を持っているのである。又この Province の中に Proconsul の傭兵がある。かく見て行くとローマの支配の方法は、今までの後継帝国と同じ Principle によっているのであることが解る。しこうして、かかる多数の国の上に Republik なる Populus Romanus なるものが乗っかっているだけである。しかも、これ等の支配を受ける国は、Gallia [ガリア]その他一・二を除いては、皆等しく Hellenismus 文化の国であるから、文化的にはローマはこの文化を習わねばならなかったのであり、それ等を支配するには武力に依るより外なかったわけである。従って兵力に不足を感じ、奴隸等より兵を募って[紀元]前一世紀頃 Standing Army [常備軍]を作るに至った。又後には野蛮人をもこれに入れていたのである。かくして、

Citizen の外に常備軍なるものの力が出て来たり、これを支配する General の権力が漸次強くなって行った。

ここに注意すべきことは、ローマ人が外国を征服すると言うことは半ば private な Unternehmung [企業、請負] であることである。征服をやろうと言うことは民会で定まり、幾ばくかの費用を出す、General がこの征服を引き請け、兵を募って出征するのであるから、それは言わば General の Unternehmung であって、ただ征服せる土地は後にローマへその支配権を移すだけである。故にローマの将軍の凱旋式が歓迎せられるのである。この方式は英国がインドを支配した時にもある。

かくの如く General の勢力が強くなると同時に、一方に於いては国が広くなり、他方に於いてはそれに従って貧富の差が大となる。即ち土地を失った農民階級、解放せられたる奴隷、手工業者等より成る所謂 Proletariat [最下級層] 階級が構成せられ、それが有産階級と対立する。これ等のことは経済史の方でお聞きになるだろうと思うから省略する。しかし、かかる傾向となると General 同士の間で争いが起こった時、負けた方の General は Demagog [扇動者] となり、Proletariat の味方をなし、土地の分配案等を出して反対党に当たる。かくして紀元前一世紀頃よりローマでは盛んに党派の争いが起こった。ローマの国勢盛んなりし時には、private Interest と public Interest とが一致することが出来て良かったのであるが、かくなつては益々独裁政治をやらねばならなくなった。

ここに都合よきローマの制度は Diktator の制である。ローマではもともと全ての役人が King の職権を各々部分的に [受] 持っているのであったから、この権限を一人に集中すると Diktator となり得るのである。これを企て、再び王制に復せんとしたのが Julius Caesar [シーザー] であった。ところがそのやり方が急激に過ぎ、Senat [議員] の勢力を軽んじたところから貴族間に争いが起こって、先ず不成功に終わった。ここでもまたローマ風が出ているのであって、ローマでは新しい王制を行うと言うと反対が起るが、何とも言わぬと事実上はどうなつていてもよいと見るのである。

Caesar 斃れて後 Augustus [アウグストゥス] 出で、Princeps (第一市民) なる制度を作り、自分が色々の役人の職を兼ねると言うことをなし、事実 Republik の権限を一身に集め、独裁政治をなしたわけであるが、それと同時に Province を Senatsprovince

[議員州] と Caesarprovince [軍官州] とに分ち、Octavianus [オクタヴィアヌス] や Caesar によって征服せられたものを Caesarprovince となし、それ以前のを Senatsprovince とした。

Princeps の制については色々の論議があるが、要するにローマの役人は皆 Imperor [最高司令官] の或る権限を持っているのであり、Populus Romanus というも Citizen 全体を含んでいないのであるから、それは個人を離れて存在するのであり、Magistrat の地位は法律上は別として事実上 Citizen と対立するのであるから、Augustus がこれをなし得たのである。従つて、法律上より言うと Augustus の支配権は Populus Romanus の支配権である。故に Augustus もまた法律の下に立つ。法律を作り得るものではない。故に Princeps になつた時も、力によるに非ずして民会の委任によって全ての職権を一身に集めたのである。又 Vespasianus [皇帝] (69-79 A.D.) の頃、皇帝の命は Senat の協賛を必要としないと言ふことになつたのも、力でやったのではなく Populus Romanus よ

り立法権を委されたに過ぎず、従って、その立法権は飽くまでも *Populus Romanus* の権利であると言うのである。

かく見ると *Augustus* 頃には、なお *Hellenismus* の文化が完全に入っていない。ただ、英雄崇拜の思想と、*Hellenismus* の文化強き東方諸 *Province* の“皇帝 即 神”の思想とにより、この頃の皇帝は多少東洋的な感じが *reflect* している。

又 *Octavianus* が位に就くとこれに *Augustus* という特別の名 [称] をつけて、普通の人民と異なるという意識がそこに仄いている。*Augustus* とは *gottähnlich* [神の様な] の謂であり、又この頃より神聖不可侵の考えは *Augustus* の家族にまでも及ぶと言う風になっている。と同時に、東方諸邦ではこの頃、所謂 *Kaiserkult* [宮廷文化 ?] が行われている。

Province の支配も前述した如く団体主義であり、*Province* が一つの単位をなして、その中に多少の自治権を認め、租税の如きも *Province* によって異なるという風であったが、*Augustus* の頃よりは多少これに統一的な方針をとり、個人を中心とする支配の企てをなしている。しこうして、その表れは軍制である。即ち各 *Province* の兵馬の権を、[*Augustus* が]*Proconsul* の職を兼ねることによって自らの兵となした。即ちここに皇帝と兵士との関係が従来の如く団体的ではなく *personal* となる。又今までは兵馬の権は *Province* 単位であったが、今やこれは *Reichssoldat* [帝国兵士] となった。

又、行政方面を見るに従来は *Proconsul* が独立した行政をなしていたが、今やその行政方針を中央で定め、それをそのまま行わせる。また今まで戒厳令を布いていた所には、自分の役人、*private* な *Beamte* [官吏] である *legat* (勅使) をやって行政せしめる。又その辺には自分の独立した金庫を作り、財政的にも独立すると言う風になることになった。又 *Senatsprovince* の方にも監督を厳にしたのみならず、これまで税を取ることを目的とした *Province* 観を変じて、その人民全体の改善をなすと言うような新しい仕事をなし、これ等新しき仕事は全て皇帝の仕事として行うと言う企てをなしている。これ、事実上の世界帝国を実現せんとした計画であると言わねばならない。

これと同時に、*Cicero* [キケロ]、*Seneca* [セネカ] 等 *romisch Stoa* [ローマ、ストア学派] 又は第三 *Stoa* の連中の説を入れ、哲人支配の主義を以て、自己の支配権を *begründen* [根拠づけ] することをやっている。これ等ローマ *Stoa* の説はどこまでもローマ特有の *Pluralismus* の思想であって、物の本体を観ると言うことには *skeptisch* [懐疑的] な立場を取っている。彼等は、国家の制度は哲人がその本質を観破って一時に定めたものではなく、長い歴史的経過の間に自ずから出来たものであるから、我々が具体的事実に [出] 会って立場を定めんとする場合には、ギリシャ哲人の *System* と歴史的経過とによって、その時、その時に判断し、処理すべきで、かかる能力は自然に我々に与えられている、即ち色々な事実を考えている間にそれが *Intuition* [直覚] によって、見ている間に *evident* になって来ると考える。即ち折衷主義をとっているのである。しこうして、その *evident* の意識はギリシャ人の如くに目前の *Idee* の絵と言うものから出るのではなく、結局は *Citizen* 同 [士] の共同並びに働き [があり] さえすれば、どうにかなると言う自信によるわけであって、その自信を理屈又は *Weltanschauung* [世界観] で *begründen* することをやっていない。故に、国家の *Aufgabe* [使命] を研究する時にも、*Idee* を見んとするのではなく、所謂 *Pragmatical History* であって、個々の事件を

kausal [因果的] に説明するところからして、かかる歴史より何物かを学ばんとするのであり、全体の絵を出すことが必要ではない。故に我々は Livius [リヴィウス] 等を読んで、支那の史記に似た感じを受けるのである。

従って、国家学説に於いても、どう言う憲法、どう言う Verfassung [制度] が良いかと言うことは、やるにはやるが、それも矢張り relative であって relative best はどこかを見るのみであり、Idee などは問題にしていない。即ち Staatsverfassung [国制] とする如き制度の問題よりは、正義と言うものを重視し、正義が神によりて定められたる自然法であり、あらゆる道徳がそこから出て来るのであるから、“正義を侵さば神罰を受くべし”と Cicero は言い、また [“正義をわきまえ、神を軽んずるなかれ”] と

Seneca は言っている。[注) ストア学者ウェルギリウスの叙事詩「アエネイス」の中の言葉] つまり極めて宗教的な説明に終わっているのである。

かくの如く自然法の内容がギリシャ人の求めたものと異なっている。ギリシャ人は Staatstheorie [国家論] を問題にし、国家の絵を描き、そこから各個人が如何にすべきかを見るのであるが、これに反し、ローマ人にとっては、自然法とは各人の“生まれながらに有する権利が侵害されない状態なり”と見るところから、即ちギリシャの自然法の考えがローマに入って自然権となっているのを見る。同じ“Recht”であるが両者は全く異なる。つまり、Staatsphilosophie [国家哲学] の代わりに Rechtsphilosophie [権利哲学] となっている。ローマ人で Staatsphilosophie をやっているのは、皆ギリシャからの帰化人である。

従って、ローマでは個人の活動によって生ずる Kultur、又は国が有するところの Kulturmission [文化使命] とする如きものが問題にならない。即ち彼等は国務に参与して全体のために働いた結果、何が出さるべきかを問題にしない。この時代のギリシャの考え、つまり内容を失ってローマ的となったギリシャの考えが、ローマのそれと結合したことはしたが、果たしてこれが Pluralismus と Universalismus とが結合したのであったかどうか問題になる。つまり個別主義では法の権威を説明し、国家の Zwang [目的] の問題を解決しなければならぬ訳であるが、その基礎づけが未だ出ていない、否、そう言うよりは寧ろ Cicero や Seneca はこれを問題にしていない。

Augustus 以後、紀元後二百年頃まではギリシャの Renaissance が起こり、国王は自己の立場を基礎づけるために Stoa の説を利用すると言う風になっている。又ローマ人も政治に参与する機会が少なくなったところから、段々自己の private life、つまり享樂生活に移り行き、Citizen の共同心が失われて来る。Seneca 等の時代は或いは未だ共同心が強かったため、問題にならなかったかも知れぬが、三世紀の頃から共同心はなくなり、享樂生活にひたると同時に、他方、何故に皇帝が支配し得るかと言う問題も、皇帝に神格を与えるより外に解決されていない状態である。

かかる事情に際し、野蛮人が北方より侵入することになる。そうすると [一部] 野蛮人を味方に [引き] 入れてこれに当たらねば仕方がないということになり、ここに於いてローマ人も自己に対する自信が無くなった。そこで四世紀に至り、Diocretianus [ディオクレチアヌス皇帝] と Constantinus [コンスタンチヌス] 大帝が国制改革をやると言うことになる。これについては今詳述し得ぬが、それはつまり共同心が弱くなって来ると共に、役人の Hierarchie [階級] を必要としたための改革であったが、こんなこと位では支え切れぬ。

かくの如くして、ローマは四世紀以後に於いては単に **Universalismus** と **Pluralismus** とが一緒にならなかったのみならず、更に自分自己に対する自信を失った結果、**Subjektivismus** と **Objektivismus** との調和をも必要とするに至った。

かく思想界が混乱していた時に、そこへ丁度 キリスト教が入って来た。キリスト教はこれ等両思想の対立を巧みに抑え、神を極めて大きく考えるところから、人間の作った **Universalismus** と **Pluralismus** の如き対立を消してしまったのであって、そこにキリスト教を中心とする統一文化が現れることになる。

(第八回 昭和九年度講義 終) 2001.2.5. W.P. end 中路

ワープロ化するに当たっての注記

1. 増田四郎先生が筆記されたノートは、当時の習慣、また増田先生の好みによって、漢字、カタカナ、旧仮名遣いで記載されている。この趣きは捨て難いものがあるが、ワープロ転換の便宜上、また現在の若い人達に読み易いように次の変更を行った。

(1) 漢字 差支えない限り当用漢字に統一した。

(2) かな 記述上のは原則ひらがなに変更し、国名・人名などの固有名詞でカタカナの方が理解しやすいものは、カタカナ表記とした。ただし、外国人名は、一部[]にカタカナ付記したが、原則として原文表記を残した。

(3) 送り仮名 原則ワープロの表示方式をとった。

2. 国名等でノートに記載されている漢字と、カタカナ表示の対比は次のようなものである。

欧羅巴	ヨーロッパ
独逸	ドイツ
希臘	ギリシャ
波斯	ペルシャ
埃及	エジプト
羅馬	ローマ
佛蘭西	フランス
伊太利	イタリア
猶太	ユダヤ
基督	キリスト

3. 三浦新七先生は、講義の中で外国語特にドイツ語を多用されるが、(山形で刊行されている『東西文明史』シリーズ所載の大正年間の講義録参照)これは、学生に対して歴史の学問と同時に、語学への興味を持たせる目的があったと思われるが、増田先生は、このノート中で三浦先生が使用された原語を忠実に再現されておられる。ただし、三浦先生は Church、Kirche [共に教会]のように、英語、ドイツ語を自由奔放に使われておられるように思われる。増田先生は若干のドイツ語には()内に和訳を示されている。しかし、ドイツ語に馴染みのない人の便宜のために、このワープロ文では、初出の所を主として若干の所に[]内に和訳を追記してみた。しかし、専門用語、又は独特の意味合いを持つ用語で訳語に自信のないものには、[]訳語に?を付記したので大方の叱正を期待したい。また、読み易くするために一部に、読点の追加、《 》、“ ” マークを追加したところがある。

4. このノートは、増田先生が自信を持っておられたように“完璧”に近いものである。しかし、講義を聞き取って筆記されたものであるから、欠字、誤綴りが絶無と言う訳ではない。その補充と訂正を転記者として試みたところがある。その所は[]又はアンダーラインで示したので参考として頂きたい。 以上

(W.P 転記者 中路 信)

三浦先生の文明史特別講義 欠字部分について

番号	ノト原本頁	前後表現	推定文	備考
1 .	3	聖人出で、	と、[天下治まる]	墨子 兼愛編 下記 1.参照
2 .	17 左	ペルシャに	[ゾロアスター]	紀元前 600 年頃
3 .	26 右	Socrates が自分の弟子の ・ ・ 破れた穴の間から	に ・ ・ が見えてるぞ」	調査中 同上
4 .	27 右	日出でて耕し、日没して	、 [眠る ?]	Epicur の連中
5 .	42 右	又	と Seneca は言っている。 [正義をわきまえ、神を軽んずるなかれ]	下記 2.参照

欠字補足推定文についての注記)

- 1 . 第一回講義の 支那の墨子引用の後の「聖人出で ・ ・ ・ ・ ・ と」の箇所
 - ・ ・ 箇所は (国、又は天下 治まる) でなかったかと推測される。
 - ただし、増田先生は 墨子の中に、聖人出で ・ ・ の直接表現を見出せないことから敢えて欠字にして置いたものと推測される。

参考。

墨子 尚賢 中 第九

・ ・ ・ 故聖人之徳、蓋總乎天地者也。

尚賢 下 第十

是故古之聖王之治天下也、・ ・ ・

墨子 兼愛 上 第十五

聖人以治天下為事者也、・ ・ ・

故聖人以治天下為事者、・ ・ ・

なお、墨子では、聖人と聖王の使い分け、聖人と賢人の使い分けが判然としない。

また、墨子によれば、「國」とは魯とか宋とかの戦国時代の諸国を意味し、「天下」とはそれら諸国の総合したもの指している。

- 2 . 第九回講義の中の Seneca (セネカ) の言葉

(1) 劇「アポコロキュントス」(かぼちゃ)

ローマ帝国の第二代皇帝「クラウディウス」風刺した劇の中で、

「底なし壺でサイ (賽ころ) を振る」

悪行の罪で、地獄に送られ永久に罰を与える、ものとしての行為。

(2) ローマのストア学者として所謂ヒューマニズムの表れとして、

「自然は我々に相互愛と親睦の心を与えて ・ ・ ・ ・ ・ だから、我々は自然の命ずるままに、助けを必要な者に援助の手を差し伸べようではないか、

この一句を常に心にとどめ口にしようではないか『ホモ・スム・・』
(homo sum ?)

セネカは 「私は人間である。人間に関することで私に無縁ものは一つもない」と言ったストア学者《 テレンティウス》(B.C.185-159)の系統を引く。

アウグスティヌス ゲーテ(西東詩集) マルクス(告白ゲーム)につながる。

なお、テレンティウスと対照的に「人間は人間にとって狼である」と言ったストア学者《プラトゥス》(B.C.254-184) がいた。この系統を引くのがマキャベリとされる。

上記二つのセネカの有名な言葉は、欠字部分を埋めるにふさわしくないし、文脈が繋がらない。これに対して、同じストア学者の《ウェルギリウス》(B.C.70-19) が叙事詩 「アエネイス」の中で表現した

「正義をわきまえ、神を軽んずるなかれ」の言葉が、キケロの「正義を侵さば神罰を受くべし」に対応し、文脈に合致する。

セネカが、この言葉をどこかで引用していれば、問題はなくなる。

注)「アエネイス」はローマの統治理念を示す叙事詩で、トロイヤからラティムに移住してローマを建国した人々をうたい上げたもの。

以上の点が未解決であったので、増田先生は欠字にしておいたのではなからうか。

以上。

(2001 . 2.8. 中路)

文明史特別講義のワープロ転換を終えて

中路 信

増田四郎先生が筆記された昭和九年1月 - 2月の特別講義ノートをひとまずワープロ転換を終了した。その作業の過程で思い浮かんだ感想を若干述べて、このノートを読んで下さった方々のご参考に供したいと思う。

1. この講義は第一回の講義の中に三浦先生が述べられているように、昭和九年と次年度の二回に亘って行われる計画であった。増田先生が筆記されたノートの表紙にも、特別講義 No. 1 と記されており No. 2 の存在を予想されるのであるが、昭和十年には、三浦先生は東京商科大学学長に就任、故郷山形の両羽銀行頭取辞任など極めて多端な年であったから、特別講義 No. 2 は行われなかったのではないだろうか。

しかし、山形の三浦博士記念刊行会の『東西文明史』に掲載されている大正年間の三浦先生の講義録、及び岩波の『東西文明史論考』所載の三浦先生の各論文から推察すると、No. 2 は、(ア)古代猶太(ユダヤ)の国民性、(イ)古代基督(キリスト)教会の団体意識 についての詳述につながり、《キリスト教的統一文化》の成立へと導くものではなかったか、また更には、(ウ)古代ゲルマンを中心とするヨーロッパ原住民の団体意識、乃至固有文化の詳述に及んで、近代ヨーロッパ諸国の国民性の異同を詳論して、No. 1 の第一回講義に示された講義全体の構想を完結させる予定ではなかったか、と思われる。《葦の髄より天井を覗く》が如き、不遜な推定であるが、ノートを読んで中途半端の感じを持たれた方には、是非、三浦先生の本格的論文に接して貰いたいと思う。(本項文末 論文名を参照)

2. この講義ノートは、三浦先生が口述せるところを、増田先生が丹念に一言一句洩れなく筆記されたところに大きな意味があるように思う。このようにされたことによって講義の内容だけでなく、講義の雰囲気如実に感じられて来る。

ワープロしていて痛切に感じたが、“つまり”“即ち”“言わば”等の接続詞が頻繁に使われていて、別表現で同一内容の繰り返し説明が行われている。ドイツ語、英語による表現説明も同様であるが、学生に“理解させずには止まず”の熱烈な意気込みが感じられる。

また、“故に” “・・・と言うわけである”“かくして”“かくの如く”“しこうして”“・・・であるからして”等の表現が多いことも、講義のテンポの調整の意味があるのだろうが、聞き取る学生が論理的に理解し易いようにとの愛情が感じられる。これがこのノートが、三浦先生自筆の講義録原稿から起こした山形の『東西文明史』とも、三浦先生自身が推敲して発表された『論考』所載の諸論文と、大きく異なるところであり、三浦先生の「講義」が学生、受講者に熱烈に受け入れられ、講話を聞いた学生に、終生忘れ得ぬ印象を残した“所以”である、と思った。

増田先生がこのノートを終生、座右に置かれた理由もここにある、と思う。テープレコーダやCDの時代に生まれた世代の若い人達には、このことは理解し難いところと思うが、学問の伝承、特に歴史の伝承が、洋の東西を問わず、視覚や聴覚を失いそのために却って記憶などのその他の脳細胞が研ぎ澄まされた、特定の人達の努力に負うところが極めて大きかったことに思いを到せば、大学に於ける“口述”の重要性を現代人も認識を新たにする必要があるのでなかろうか。

3. 私にとっての三浦新七先生は、学生時代にゼミの恩師増田四郎先生や増淵龍夫先生から「母校出身の偉い学者」と聞かされただけの印象で、恥ずかしながらその学問内容は一切知らないで過ごしていた。これは三浦先生が昭和22年8月御逝去になり、我々学生にとっても、既に伝説のお名前になっていたこと、及び、三浦博士の著書が、書店でも古本屋でも見つけることが極めて稀であったからでもあると思う。

それが、阪神の大震災の年に、大正15年卒の大先輩松本正雄さん（商大予科一期生）当時93歳、から商大昇格当時の母校の有名先生方々のお話を聞くことが出来、それ以来、当時の先生方に関する事を知り、出来れば、先生方の著書にも触れておかねば、同窓生として一人前にならないのではないか、と思った次第である。

三浦先生に関しては、丁度その頃、如水会館矢野記念図書室に山形で刊行された『東西文明史』の配本が始まっていたので、それを少しづつ読み始めた。これは前述の通り三浦先生自筆の講義録の原稿を、忠実に活字に起こしたものであるから、ドイツ語はじめ原語が沢山（一行に数箇所のところさえある）入ったもので、初めは面食らったが、大筋は何となく理解出来たような気がしていた。

その二年後に、恩師増田先生の急逝に遭い、かつての不勉強運動部ゼミナリストの反省と、少しばかりの勉強の報告をする機会を失したことを残念に思った。

増田先生の御逝去後、ゼミ生で追憶文集『増田四郎先生 - それぞれの追憶 - 』を作ることになり、私はためらわず、このことをご霊前に報告する気持ちで、増田先生が三浦先生を評した「顎から下は直ぐに脚ような人だった」という含蓄のある言葉を標題として、一文を出させて頂いた。

この追憶文集作成を端緒として、増田先生の御親友、板垣與一先生から数次に亙ってお手紙、あるいはお話で三浦先生に関する事を懇切にご教示頂いた。偶然にも、岩波の『東西文明史論考』を神田の古本屋で発見、入手することも出来た。また、多くの諸先輩から、三浦先生に関するお話を聞くことも出来た。

この増田先生筆記ノートとの出会いは、如水会々報に一文を投稿した（平成13年3月号）通りであるが、三浦先生の特別講義ノートをワープロ転換するに当たっては、またまた、板垣先生の激励を頂き、それをパネにして一応作業を完了した。

私がこのノートをワープロ転換をしようと思ったのは、出来るだけ多くの同窓生に（特に私よりも若い世代の人達に）、更には広く日本人に、三浦先生の学問の目的、その内容を知って貰うための方法を考えてのことであった。

現在の本は、殆どがワープロ編集であり、また、本にしなくともフロッピーにして、パソコン通信で容易に伝達が可能になるからである。勿論、山形の三浦先生の全集的『東西文明史』シリーズに、このノートの内容が収載される際の便宜も考えてのことであった。

4. 上記3.の経緯の通り、私は、三浦先生の学問に（A）大正年間の講義録、（山形の『東西文明史』シリーズ）、（B）岩波の『論考』所載の各論文（村松恒一郎先生の解説、増淵龍夫先生作成の年譜、付き）、（C）増田先生筆記の特別講義ノート、の順序で接したのであるが、現時点では、この順序を逆にして読んで行くのが三浦先生の学問を理解するのが最適ではないかと思う。その理由は次の通りである。

（1）この特別講義の第一回で、三浦先生が率直にかつ簡潔に、ご自身の学問目的と、

その遍歴を語られていること。《(B)(A)では、村松先生の解説によると、三浦先生が「自らを語ることに極めて慎重なご性格」であったためか、膨大な研究成果の陰に隠れて、三浦先生の意図が見えにくいように、思われること。》

(2) 昭和九年の段階で、ヨーロッパ文化の歴史的成立について三浦先生が明確に結論を出しておられ、第一回講義でその結論を示していること。

(3) 同様に、国民性研究について、縦軸に *Subjektiv* (主観性)と *Objektiv* (客観性) 横軸に *Theoretisch* (理論的)と *Praktisch* (実践的)との類型に典型化する結論を明示していること。

(4) 特別講義の第二回から第八回までの講義は、上記の結論を導いた詳論部分であるが、ギリシャ、ローマのところまで終わっているのが残念であるが、内容的には(B)や(A)に記述されていることと重なっていても、理解し易くするために要点が絞ってあるように感じられた。

(5) しかし、三浦先生の結論に達するためには、(B)所載の論文や(A)の記述に依らねばならず、(C)だけ読んだのみでは、三浦先生の“魔術”に掛かったような気分が残るのではないかと思われる。

(6) 村松先生の解説によると、三浦先生は、この特別講義の頃から「西洋文明」に対比すべき「東洋文明」の研究を再検討され、東西両文明の比較した「世界の文明史観」の確立を目指されたとのことであるが、(B)所載の昭和18年発表の「シナ(支那)古代の団体意識」では、この特別講義に示された《国民性の類型》と西洋文明研究の手法を駆使されておられるように感じられる。

4. 最後に、三浦先生の学問の現代的意義と言うか、21世紀初頭の我々にとっても、それが、今なお大きな意味を持っているのではないかと、と言う点について私の見解を述べてみたい。

(1) 現在の情報伝達技術の発達によって、我々は世界の各地で“現に起こったこと、なされていること”について、重大事件に限れば、映像と音声で即時に知ることが出来るようになってきている。それで何でも分かっていると錯覚するのであるが、ところが、それがどう言う理由でとなると、不可解のことばかりではなからうか。例えば、現在なお頻発するバルカン半島の民族紛争問題、エルサレムを巡る宗教紛争、EU統合問題、国連などの国際会議の在り方、なども、なまじの解説では到底真の理解に達することが出来ないのではないだろうか。

翻って、現時点のわが国内の議会の状況、憲法問題、官僚制度、教育問題など、国の在り方に関する問題でも悩ましいことばかりであるが、これ等問題が、近代日本の西洋文化移入に際しての受容と、我が国固有文化との調和不十分の問題と考えその解決を図らねば、我々自身も理解・解決出来ないし、我々の考えや行動が世界の各国民からも理解を得られないのではないだろうか。

三浦先生の所論には、かかる場合の理解を容易にすることが含まれている。

(2) 今回三浦先生の特別講義のノートを熟読してみて、三浦先生が歴史学研究に取り組んだのは、決して「学問のための学問」ではなくして、先生のドイツ留学の20世紀の初頭に於いても、と言うよりも西洋文化の受容の初期段階なるが故に、現在にもまして、上

記(1)後段の問題を抱えておられたことを出発点として、まずはヨーロッパ文化の歴史的研究に傾斜して行かれたことが理解出来た。先生はその研究は、先生の類い希な天才と精進努力で徹底したもので、独特の文明史観、国家観、世界観の確立まで一生続いたわけである。日本が先の大戦に敗れ、先生が指摘されておられた問題点がはっきりした時に、戦後いち早く敗戦後の新日本が確立すべき文化を説いたのも、この理由によるものと考えられる。

21世紀初頭の日本は、第二の敗戦と称せられる程の危機的状況にありながら、国民は、平和ボケと言うかその日暮らしの安逸をむさぼっている。恰も、享楽生活に慣れ親しんだ階層と、見通しもなく貧困に落ち込み無気力となる階層が混在したギリシャやローマの文明の没落期の様相と極めて似て来ている。

このような時期に、三浦先生の学問は、70年以上を経過しても決して古びたものとはなっていない。(二千年、三千年前の歴史の研究であるから当然であるが。以上の理由で、わが同窓生をはじめ、多くの若い日本人が三浦先生の学問に接して頂きたいと思っている。(たとえ、先生の所論の表現に難しい漢字や外国語が多く使われているにしても、である。)

(3)私の恩師増田先生は、生涯、三浦先生の学恩に感謝しつつ「増田史学」と称される多大の業績を遺されたが、昭和42年の中央公論十月号に「三浦新七と『東西文明史論考』」の評論を執筆されておられる。その中でこの特別講義ノートの中の三浦先生の学問への取組みについての発言を数箇所互って引用すると共に、この本を「座右の書」とされ、生涯超え難き古典として論を結んでおられる。

また、このノートと一緒に見つかった増田先生自身の昭和17年の商大予科での「西洋史」の講義録ノートでは、講義の一日を割いて西洋史研究の参考書の説明をされているが、その冒頭に、他の参考書とは別格にして、三浦先生がその時までに公表された論文を列挙し、「「学問する心」についての参考書」として説明されている。(列挙論文名は『論考』所載のものから昭和19年の<シナ古代の団体意識>を除く全てが網羅されている)

我々が学生であった時にも、日本人による西洋歴史研究は、あくまでも日本人としての座標軸を確立するための手段であることを繰り返し話して下さった。

いずれも、増田先生の三浦先生への傾倒を示すものであり、三浦先生の所説に接する際の参考として、ここに付記しておきたい。

以上。

(2001.2.6. 記述)

注) 2001.2.17 板垣先生のご教示・ご校閲を頂いて一部修正。

付) 岩波書店 三浦新七著 『東西文明史論考』所載論文名と公表年月

岩波書店 三浦新七著 『東西文明史論考』所載論文名と公表年月

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1 . 宗教を通して見たる古代猶太（ユダヤ）の国民性 | 大正10年 5月 |
| 2 . エリアス・フルヴィツ氏の国民心理学研究 | 大正11年 2月 |
| 3 . 英国啓蒙時代の歴史的地位 | 大正12年 6月 |
| 4 . アダム・スミスの体系なき体系 | 大正12年12月 |
| 5 . 古代希臘（ギリシャ）のデモクラシーと其の国民性 | 大正14年11月 |
| 6 . 古代基督（キリスト）教会の団体意識 | 昭和 4年11月 |
| 7 . 古代羅馬（ローマ）文化の実践的傾向 | 昭和11年12月 |
| 8 . 西洋文化と日本精神 | 昭和14年 1月 |
| 9 . シナ古代の団体意識 | 昭和18年 3月 |

但し、著書は編纂者の合議で公表年にこだわらず、次の掲載順序となっている。
即ち、8 . 2 . 1 . 5 . 7 . 6 . 3 . 4 . 9 . の順序である。